

北栄町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務内容等

(1) 業務目的

本町が実施するふるさと納税業務について、寄附の受付、寄附者情報等の管理、返礼品の発注及び配送管理、寄附金受領証明書等の発送、ワンストップ特例申請の受付、ふるさと納税を通じた PR 及びプロモーションの実施等多岐に渡る業務を受託者に委託することにより、業務の効率化を図るとともに、寄附金増加による歳入の確保、本町の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(2) 業務名

北栄町ふるさと納税支援業務委託

(3) 業務内容

別紙「北栄町ふるさと納税支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（水）まで

※契約締結日までは引継ぎ等の期間とし、当該期間に関して委託料は発生しないものとする。

(5) 提案上限額

寄附額の 6.6%

※提案上限額は契約時の予定価格を示すものではない。

※返礼品調達費用、返礼品配送料、ポータルサイト利用料、ポータルサイト決済手数料、寄附金受領証明書発送に係る郵便料金は含まないものとする。

(6) 想定業務規模（単年度あたり）

以下の業務規模を想定し、見積額を算定すること。

- ・寄附金額 770,000,000 円
- ・寄附件数 45,000 件
- ・寄附金受領証明書発行件数 50,000 件
- ・ワンストップ特例申請受付件数 15,000 件

※上記寄附金額等は見積参考数値であり、実際の寄附金額等を保証するものではない。

2 委託業者選定方法

本要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格および提案内容を総合的に審査・評価し、本町に適した業者を選定する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる理由）に該当しないこと。

(2) 次の申立てがなされていないこと。

①破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

(3) 次のいずれかに該当しないこと。

①役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 参加手続き等について

(1) 提出書類

①参加申込書（様式 1）

②参考見積書（様式 2）

③会社概要書（A 4 版任意様式）

④履歴事項全部証明書

⑤印鑑証明書

⑥納税証明書

直近2年間のもの

- ・法人税、消費税及び地方消費税
- ・法人事業税、法人県民税の滞納のない証明書
- ・市町村税の滞納のない証明書

⑦企画提案書（A4版任意様式）

- ・提案件数は1社につき1件とする。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

※提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本語通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

※令和6年度北栄町競争入札参加資格を有する場合は、④履歴事項全部証明書、⑤印鑑証明書、⑥納税証明書の提出は不要とする。

(2) 提出部数

5部（正本1部、複本4部）

(3) 提出先

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町役場 企画財政課 政策企画室
TEL 0858-37-5864 FAX 0858-37-5339
E-mail kikaku@e-hokuei.net

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は必着）

(5) 提出期限

令和7年1月24日（金）17時（必着）

5 質問及び回答

(1) 質問書の提出期限

令和6年12月27日（金）12時

(2) 提出方法

質問書（様式3）により、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。

※電子メールで提出した場合は、その旨を電話にて連絡すること。

※電子メールで提出する場合は、件名に「ふるさと納税支援業務への質問」と記すこと。

(3) 質問への回答

令和7年1月10日（金）までに町ホームページに掲載する。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、「北栄町ふるさと納税支援業務受託者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査及びヒアリング

企画提案書等について、評価基準表（別紙1）を基に、令和7年2月7日（金）にプレゼンテーション審査及びヒアリングを行う。（実施日時及び場所の詳細は別途通知する。）

- ①実施時間は質疑を含め40分以内とし、1社の場合でも実施する。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は業務責任者をあわせて最大3名以内とする。
- ③プロジェクター及びスクリーンは町が用意するが、それ以外の必要機器は提案事業者が持参すること。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は企画提案書の受付順とする。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(3) 受託候補者の決定

審査結果については令和7年2月14日（金）に電子メール及び文書で通知する。
受託候補者として複数の事業者を選定した場合は、それぞれの受託候補者と契約できるものとする。

7 スケジュール

No.	手順	期限
1	実施要領の公表	令和6年12月19日（木）
2	質問書提出期限	令和6年12月27日（金）12時
3	質問に対する回答	令和7年1月10日（金）17時
4	参加申込書・企画提案書等提出期限	令和7年1月24日（金）
5	プレゼンテーション審査	令和7年2月7日（金）
6	最終選定結果の通知	令和7年2月14日（金）

8 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積書の金額が、提案上限額を超えている場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状

態に至った場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、プロポーザルにあたり著しく審議に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 審査委員会で選定された事業者と、本要領及び仕様書、企画提案書類を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に、地方自治法第 234 条第 2 項の規定による随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。
- (2) 契約の際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕様書」に反映することがある。
- (3) 辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点候補者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行うこととなるため、実現可能な内容か十分に精査した上で企画提案書等を作成すること。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザルに係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (3) 提出された企画提案書類は、町の許可なく公表及び使用してはならない。
- (4) すべての納品物に係る著作権は町に帰属する。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した事業実施のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。
- (7) その他不明な点については、北栄町企画財政課政策企画室に照会すること。
- (8) 本プロポーザルは、1社の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認められた場合に限り受託候補者とする。

【参考資料】北栄町ふるさと納税の現状

1 寄附実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄附金額(千円)	753,076	809,606	873,145
寄附件数(件)	43,437	43,833	49,540

2 申込方法別寄附実績(令和5年度)

	寄附金額(千円)	割合(%)
楽天	526,298	60.3
ふるさとチョイス	176,406	20.2
さとふる	99,803	11.4
ふるなび	56,353	6.5
ANA	12,488	1.4
バルコス	1,797	0.2

3 返礼品数及び返礼品提供事業者数(令和6年12月1日現在)

返礼品数	551品
返礼品提供事業者数	45事業者

4 返礼品上位10品目(令和5年度)

返礼品名	寄附金額(千円)	割合(%)
王秋梨	97,306	11.1
新甘泉	96,519	11.0
松葉ガニ	94,165	10.8
ミルクークイーン	64,050	7.3
シャインマスカットと梨のセット	31,026	3.5
大栄西瓜	29,580	3.4
新興梨	29,544	3.4
シャインマスカット	25,539	2.9
二十世紀梨	25,507	2.9
コシヒカリ	17,473	2.0